

指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

(平成25年指宿広域市町村圏組合規則第4号)

改正 平成28年指宿広域市町村圏組合規則第5号
令和元年指宿広域市町村圏組合規則第1号
令和2年指宿広域市町村圏組合規則第8号
令和5年指宿広域市町村圏組合規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第2条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。
- (3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないこと。

(育児短時間勤務職員等についての適用除外)

第3条 前条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

(週休日の振替等)

第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務をすることを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は半日勤務時間の割振り変更（以下「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上になるようにし、かつ、勤務日等（条例第12条第1項に規定する勤務日等をいう。第23条第1項において同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、半日勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第5条 任命権者は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間（条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）の後に、30分以上の休憩時間を置かなければならない。

2 条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振られた職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

3 任命権者は、勤務条件の特殊性により前項の規定により難しいときは、管理者の承認を得て休憩時間につき別段の定めをすることができる。

4 任命権者は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合において、第2項の規定によると能率を阻害すると認めるときには、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するように休憩時間を置くことができる。

(1) 正午から午後1時までの時間帯において、連続する正規の勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に30分以上の休憩時間を置くこと。

(2) 前号の休憩時間が終わる時刻から連続する正規の勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に30分以上の休憩時間を置くこと。

5 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第6条 任命権者は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその旨を週休日振替・代休日指定簿（第1号様式）により通知するものとする。

(宿日直勤務)

第7条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う事務所、施設、設備、備品及び書類等の保全、外部との連絡、文書の收受並びに施設内の監視を目的とする勤務とする。

2 任命権者は、休日（条例第12条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）又は国の行事の行われる日で国の例に準じ管理者が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第8条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第9条 条例第8条第1項ただし書又は同条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同条第1項本文又は同条第2項本文に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生じると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる場合の考慮)

第10条 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第8条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を

害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員（条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第10条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、管理者が定める期間において管理者が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

- 2 任命権者が、特例業務（大規模災害への対処，重要な政策に関する条例の立案その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し，前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については，同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は，適用しない。管理者が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し，同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として管理者が定める場合も，同様とする。
- 3 任命権者は，前項の規定により，第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には，当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし，かつ，当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに，当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に，当該時間外勤務に係る要因の整理，分析及び検証を行わなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか，職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は，管理者が定める。

（時間外勤務代休時間）

第11条 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は，指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「給与条例」という。）第15条第4項に規定する60時間を超えて勤務した月（以下「60時間超過月」という。）の末日の翌日から起算して2月以内の期間とする。

- 2 任命権者は，条例第8条の2の規定に基づき時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）を指定する場合は，前項に規定する期間内にある条例第3条第2項，第4条及び第5条の規定により勤務が割り振られた日（条例第12条第1項に規定する休日及び代休日を除く。以下「勤務日」という。）に割り振られた勤務時間のうち，

時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第15条第4項の規定の適用を受ける時間（以下「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定することができる。

- (1) 給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務にかかる時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務にかかる時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第15条第2項に掲げる勤務にかかる時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数
- (4) 給与条例第15条第3項に掲げる勤務にかかる時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認めた場合には、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることに鑑み、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、別に管理者が定める。
（育児を行う職員の早出遅出勤務）

第11条の2 条例第9条第1項の規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等）

第12条 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第9条第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに、当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第13条 条例第9条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組

が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第9条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第9条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第14条 前2条（前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第17条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第15条 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第10条第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第10条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生ずる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第10条第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第16条 条例第10条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第18条に規定する者に該当することとなった場合
- (5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (6) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第10条第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第10条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は、遅滞なく、第1項に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第17条 前2条（前条第1項第3号から第6号までを除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中

「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(深夜において常態として子を養育することができる者)

第18条 条例第10条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第19条 職員は、時間外勤務制限請求書により、条例第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）の制限を請求する一の間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第10条第2項又は同条第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 条例第10条第2項又は同条第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、同条第2項又は同条第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 3 任命権者は、条例第10条第2項又は同条第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、同条第2項又は同条第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、

当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、条例第10条第2項又は同条第3項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第20条 条例第10条第2項又は同条第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第10条第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第10条第2項又は同条第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が、条例第10条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第21条 前2条（前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第19条第2項中「同条第2項」とあるのは「同条第2項に規定する支障の有無」と、同条第3項中「第10条第2項又は同条第3項」とあるのは「第10条第3項」と、「同条第2項又は同条第3項」とあるのは「同項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

(早出遅出勤務請求書、深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求書)

第22条 早出遅出勤務請求書、深夜勤務制限請求書及び時間外勤務制限請求書の様式は、管理者が定める。

(代休日の指定)

第23条 条例第12条第1項の規定による代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（勤務時間条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定は、週休日振替・代休日指定簿（第1号様式）により行うものとし、できる限り、休日に勤務することを命ずると同時に行うものとする。

(年次有給休暇の日数)

第24条 条例第14条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを

四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。) 155時間に条例第2条第2項又は第3項の規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度の中途において新たに職員となった育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の当該年度における在職期間に応じ管理者が別に定める日数とする。

4 条例第14条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となる職員(次号に掲げる職員を除く。) その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数(以下この条において「基本日数」という。)

(2) 当該年において地方公営企業等労働関係法適用職員等(条例第14条第1項第3号に規定する地方公営企業等労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。)となった者で、引き続き新たに職員となったもの(地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げ

る日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

- 5 条例第14条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
 - (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
 - (2) 前号に掲げる法人のほか、管理者がこれらに準ずる法人であると認めるもの
- 6 条例第14条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業等労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。
- 7 条例第14条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、管理者が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。
- 8 第4項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、管理者が別に定める日数とする。

第25条 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第14条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態

を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間

数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
(年次有給休暇の繰越し)

第26条 条例第14条第2項の規則で定める日数は、1の年における年次有給休暇の残日数が20日（第24条第1項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数）を超えない職員にあっては当該残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とし、1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）、20日を超える職員にあっては20日とする。

(年次有給休暇の請求)

第27条 年次有給休暇の請求は、あらかじめ休暇伺簿（第2号様式）に記入することにより行うものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 年次有給休暇は、職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、公務の運営に支障があると認められる場合は、この限りでない。

3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間（不斉一型短時間勤務職員にあっては、1時間）とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定による勤務の形態の区分に応じ、それぞれ次に定める時間数

- ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分
- イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分
- ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

- (3) 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）
- (4) 不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員を除く。） 7時間45分（病気休暇）

第28条 条例第15条に規定する病気休暇の期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

- (1) 公務上の負傷又は疾病 その療養に必要と認められる期間
 - (2) 結核性疾患 1年を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間
 - (3) 前2号以外の負傷又は疾病 90日を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間。ただし、生活習慣病又は精神障害の疾患により長期にわたり療養が必要と認められる者については、これを180日まで延長することができる。
- 2 前項第1号、第2号又は第3号ただし書に規定する病気以外の病気について、当該病気の病状、発病の原因その他やむを得ない事情があると認めるときは、同項第3号ただし書の規定を準用することができる。
- 3 前2項の期間の計算については、その期間中に週休日及び休日を含むものとする。
- 4 病気休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇伺簿に記入することにより任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、1週間を超える病気休暇の承認を受けようとする職員は、休暇伺簿に記入するとともに病気休暇承認申請書（第3号様式）に医師の診断書及び任命権者が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。
- 6 任命権者は、病気休暇の請求について、条例第15条に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障

があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができるものと認められる場合は、この限りでない。

7 任命権者は、病気休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

8 病気休暇の単位は、1日、1時間又は1分とする。

(特別休暇)

第29条 条例第16条の規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、その期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。

事由	期間
1 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
3 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢 ^{しょう} 血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
4 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が	1の年において5日の範囲内の期間

<p>発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって任命権者が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p>	
<p>5 職員が結婚する場合で，結婚式，旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までにおける連続する5日の範囲内の期間</p>
<p>6 8週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>7 女性職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>8 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>

<p>9 妊娠中の女性職員が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し，又は補食しようとする場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>10 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</p>	<p>正規の勤務時間等の始め又は終わりにおいて必要と認める期間</p>
<p>11 生後1年に達しない子を育てる職員が，その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回，1回30分（男性職員にあつては，その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため，同項の規定により，同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この表において「養子縁組里親」という。）と</p>

	<p>して委託することができない者に限る。)若しくは養子縁組里親である者を含む。)が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条第1項の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回、1回30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>12 職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までにおける2日の範囲内の期間</p>
<p>13 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>その出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において5日の範囲内の期間</p>
<p>14 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子</p>	<p>1の年において5日(その</p>

<p>を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>15 要介護者の介護その他管理者が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>
<p>16 生理日の就業が著しく困難な女性職員及び生理に有害な職務に従事する女性職員が請求した場合</p>	<p>2日を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>
<p>17 職員の親族(別表第2の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間</p>
<p>18 職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事(父母、配偶者及び子の死亡後15年内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>各行事ごとに1日の範囲内の期間</p>
<p>19 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年の7月から9月の期間内における、週休日、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指</p>

	定された勤務日等, 休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
20 長年にわたって組合に勤務している職員（管理者が定める者に限る。）が心身の健康の維持及び増進のため勤務しないことが相当であると認められる場合	週休日, 条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等, 休日及び代休日を除いて原則として連続する2日の範囲内の期間
21 地震, 水害, 火災その他の災害により職員の現住居が滅失し, 又は損壊した場合で, 職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	原則として連続する7日の範囲内の期間
22 地震, 水害, 火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
23 地震, 水害, 火災その他の災害時において, 職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
24 地方公務員法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求をし, 又はその審査へ出頭する場合	必要と認められる期間
25 地方公務員法第49条の2の規定による不利益処分に関する審査請求をし, 又はその審査へ出頭する場合	必要と認められる期間

合	
26 事務所の事務又は事業の運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部が停止（台風等の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）した場合	必要と認められる期間

- 2 前項の表第6号に規定する出産予定日は、医師又は助産師の証明に基づくものでなければならない。
- 3 就業が著しく困難である生理日が2日を超える場合は、その2日を超える生理日は病気休暇として取り扱うことができる。
- 4 条例第18条の規則で定める特別休暇は、第1項の表第6号及び第7号の休暇とする。
- 5 特別休暇（前項に規定するものを除く。次項において同じ。）の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇伺簿に記入することにより任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。
- 6 任命権者は、特別休暇の請求について、第1項の表に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。
- 7 任命権者は、第1項の表第4号の休暇を承認するに当たっては、ボランティア活動計画書（第4号様式）の提出を求めるものとする。
- 8 第1項の表第6号の申出は、あらかじめ休暇伺簿に記入することにより任命権者に対して行わなければならない。
- 9 第1項の表第7号に掲げる場合に該当することになった女性職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。
- 10 任命権者は、第1項の表第15号の休暇を承認するに当たっては、介護者の状態等申出書（第4号様式の2）の提出を求めるものとする。

11 第1項の表第12号から第15号までの休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

12 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

13 1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 7時間45分

(2) 斉一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間45分を超える場合にあっては、7時間45分とし、1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

(3) 不斉一型短時間勤務職員 7時間45分

14 前条第7項及び第8項の規定は、特別休暇に準用する。

(介護休暇)

第30条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者（第3号から第6号まで及び第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）であつて、職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母

(2) 兄弟姉妹

(3) 父母の配偶者

(4) 配偶者の父母の配偶者

(5) 子の配偶者

(6) 配偶者の子

(7) 孫

(8) 前各号に掲げるもののほか、生計を一にする同居者

2 条例第17条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 条例第17条第1項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

- 4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。
 - 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。
 - 6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。
 - 7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第30条の4ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
 - 8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
 - 9 第28条第7項の規定は、介護休暇に準用する。
- 第30条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第30条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3 第28条第7項の規定は、介護時間に準用する。

(介護休暇及び介護時間の承認)

第30条の4 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第17条又は第17条の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第30条の5 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇伺簿（第2号様式）に記入するとともに、介護休暇承認申請書（第5号様式）を任命権者に提出し請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

(その他)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月30日指宿広域市町村圏組合規則第5号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月25日指宿広域市町村圏組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年11月27日指宿広域市町村圏組合規則第 8 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年10月 1 日指宿広域市町村圏組合規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第24条関係）

在 職 期 間	日 数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超えて2月に達するまでの期間	3日
2月を超えて3月に達するまでの期間	5日
3月を超えて4月に達するまでの期間	7日
4月を超えて5月に達するまでの期間	8日
5月を超えて6月に達するまでの期間	10日
6月を超えて7月に達するまでの期間	12日
7月を超えて8月に達するまでの期間	13日
8月を超えて9月に達するまでの期間	15日
9月を超えて10月に達するまでの期間	17日
10月を超えて11月に達するまでの期間	18日
11月を超えて12月に達するまでの期間	20日

別表第 2 (第29条関係)

親族	日数
配偶者(届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。), 父母	7日
子	5日
祖父母	3日(職員が代襲相続し, かつ, 祭具等の承継を受ける場合にあっては, 7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(職員が代襲相続し, かつ, 祭具等の承継を受ける場合にあっては, 7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(職員と生計を一つにしていた場合にあっては, 7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(職員と生計を一つにしていた場合にあっては, 5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一つにしていた場合にあっては, 3日)
おじ又はおばの配偶者 配偶者のおじ又はおば	1日

週休日振替・代休日指定簿

決 裁		職 名			氏 名						
副管 理者	事務 局長	勤務命令 日・時間	区分	振替期間 又は代休日 指定期間	振替命令日又 は代休日指定日	本人印	振替に伴う時間外請求			備 考	出勤簿 処理印
							時間数	処理済印	月間累積		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		
		月 日 時 分～時 分	振替 代休	月 日 ～月 日	月 日 時 分～時 分		時間 分		時間 分 ・		

第2号様式（第27条，第28条，第29条，第30条関係）

休 暇 伺 簿

職 名		氏 名			就職年月日	年 月 日	繰越日数	日	付与日数	日	合 計	日
決 裁		年次有給休暇			特別休暇等			本人印	休暇の場所	備 考	欠 勤	出勤簿 処理印
副管理者	事務局長	取得期間	使用日数	累計日数	種類	取得期間	日 数 時・分					
		自 月 日 至 月 日	日 時間	日 時間		自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					
		自 月 日 至 月 日				自 月 日 至 月 日	日 ・					

年 月 日

任命権者

様

所 属

職 名

氏 名

⑩

病 気 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、病気休暇を受けたいので申請します。

記

1 病 名

2 休暇の期間 年 月 日から
年 月 日まで 日間

3 休暇の場所

4 休暇中の連絡場所及び方法

5 添付書類

※ 1週間を超える病気休暇の承認を受ける場合に、医師の診断書等を添付してください。

ボランティア活動計画書

所 属

氏 名

㊟

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 活動の種類

被災者への支援活動 社会福祉施設等における活動

3 活動場所

施設名等： _____

所在地： _____

電話： _____ () _____

4 具体的な活動内容

5 仲介団体等の有無及び団体名

有 無

団体名： _____

電話： _____ () _____

6 備考

注1 「3活動場所」及び「4具体的な活動内容」については、当該活動が仲介団体等（社会福祉協議会等主として活動の仲介を行っている団体のほか、自らも活動主体となって活動を行う団体も含まれる。）を通じたものであり、当該仲介団体等による証明が得られる場合には、適宜記入を省略して差し支えない。

2 「3活動場所」は、活動場所が支援する相手の居宅である場合には、その者の氏名及び住所等を記入する。

3 「6備考」は、支援する相手の居宅における活動を仲介団体等を通じないで行う場合に、その者の状態について記入する。

年 月 日

介護者の状態等申出書

所属

氏名

⑩

1 要介護者に関する事項

(1) 氏名

(2) 職員との続柄

(3) 職員との同居又は別居の別

同居 別居

(4) 介護が必要となった時期

年 月 日

2 要介護者の状態

3 備考

注1 「1(4) 介護が必要となった時期」については、その時期が請求を行うときから相当以前であること等により特定できない場合には、日又は月の記載を省くことができる。

2 「2 要介護者の状態」には、職員が要介護者の介護をしなければならなくなった状況が明らかになるように、具体的に記入する。

年 月 日

任命権者

様

所 属

職 名

氏 名

㊞

介 護 休 暇 承 認 申 請 書

下記により、介護休暇の承認を受けたいので申請します。

記

休暇の期間		自 年 月 日 至 年 月 日	休暇の形態	
関する事項	要介護者に	氏 名	要介護者の状態及び 具体的な介護の内容	
		続 柄		
		同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
		介護が必要となった時期 年 月 日		
③連続する6月の期間				
年 月 日 ~ 年 月 日				

※ 休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに提出してください。